

山梨県公報

第千六百五十三号

平成十八年

三月三十日

木曜日

目次

告示

山梨県土地利用基本計画の変更……………二四九

特定高山植物栽培業廃業届の提出……………二四九

特定高山植物販売業廃業届の提出……………二四九

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………二五〇

土地収用事業の認定(二件)……………二五〇

道路の区域変更(七件)……………二五二

道路の供用開始……………二五四

河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議……………二五四

都市計画事業の事業計画の変更認可……………二五五

建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の一部改正……………二五五

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示の一部を改正する告示……………二五五

平成十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……………二五六

県営土地改良事業の完了……………二六〇

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………二六〇

落札者等の決定について……………二六〇

開発行為に関する工事の完了について(四件)……………二六〇

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二六〇

公安委員会……………二六〇

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………二六一

指定講習機関の住所変更の届出……………二六一

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等……………二六二

告示

その他

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程……………二六三

正誤

平成十七年三月三十一日付け号外第二十二号中……………二六三

山梨県告示第七十六号

山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
平成十八年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 変更に係る事項

山梨県土地利用基本計画の森林地帯の変更

二 変更内容

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県企画部企画課に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十七号

山梨県高山植物の保護に関する条例(昭和六十年山梨県条例第十五号)第十条第二項の規定による特定高山植物栽培業廃業届の提出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。
平成十八年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

氏名又は名称	住 所	廃 止 年 月 日
流石東海男	南都留郡富士河口湖町勝山四〇六一番地の一	平成十七年十月一日

山梨県告示第七十八号

山梨県高山植物の保護に関する条例(昭和六十年山梨県条例第十五号)第十一条第二

項の規定による特定高山植物販売業廃業届の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住 所	廃 止 年 月 日
片倉工業株式会社ニユー ライフカククラ富士吉田 店 店長 大久保元彦	富士吉田市下吉田六一七二 番地	平成十六年八月三十一日
片倉工業株式会社ニユー ライフカククラ昭和店 店長 小幡和幸	中巨摩郡昭和町西条八六〇 番地の一	平成十五年十二月三十一日
株式会社山梨園芸市場 代表取締役 井上貴史	甲府市住吉五丁目一番八号	平成十七年四月一日
有限会社日本クヌスト 代表取締役 平原貞美	甲府市若松町四番六号	平成十七年四月一日
渡辺正勇	南都留郡富士河口湖町大嵐 六九一番地の二	平成十七年十月二十日

山梨県告示第七十九号

山梨県工業技術センター諸収入条別表の規定による知事の定める額（昭和六十一年山梨県告示第百十六号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 1の表その他の機械器具又は設備の項を削る。
- 2の表貴金属及び宝鉱石の部中性分析（主成分又は全成分）の項、水晶発振子特殊測定の前、研磨材試験の項、紫外線又は赤外線試験の項及びその他の一般物理試験の項を削り、同表素材、機械、電子及び化学の部エックス線回折試験の項中「高エネルギー応力解析装置による分析」を「高エネルギー応力解析装置による分析」に改め、同表木工及び塗装の部中途膜の物理化学性試験（耐水性試験）の項

及びその他の試験の項を削る。

山梨県告示第百八十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 起業者の名称
北杜市
- 二 事業の種類
北杜市庁舎駐車場整備事業
- 三 起業地
- 1 収用の部分 北杜市須玉町大豆生田字大免地内
- 2 使用の部分 なし
- 四 事業を認定した理由
 - 1 法第二十條第一号要件
北杜市庁舎駐車場整備事業（以下「本事業」という。）は、法第三條第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に関するものであることから法第二十條第一号の要件に該当する。
 - 2 法第二十條第二号要件
起業者は、平成十七年度に一般財源により財政措置を講じており、本事業を遂行する十分な意思及び能力を有する者であると認められることから、法第二十條第二号に該当する。
 - 3 法第二十條第三号要件
 - (一) 申請事業の施行により得られる公共の利益
本事業は、現在の市庁舎駐車場が手狭であるため隣接地に駐車場を整備する事業である。
起業者は、平成十六年十一月に峡北地域七町村の合併により発足したが、住民サービスの向上及び行政事務の効率化のため、市役所庁舎は分庁舎方式とせず、一ヶ所とすることが望ましいと考え、北杜市須玉町地内の県立高校の校舎であった施設を庁舎とした。しかし、市庁舎周辺の道路が狭かったため、来庁者の安全を確保する必要が生じ、庁舎の駐車場の一部を転用し道路を拡幅した。このため、駐車場が手狭となり、現在、職員はできる限り公共交通機関を利用し、住民が駐車場を利用できるように取り組んでいるが、入札時又は多人数の会議が行われ

るときには駐車することができない車両が発生し、交通の安全確保及び住民サービスに支障が生じている。更に小淵沢町との合併に伴う職員及び来庁者の増加により、駐車場不足は一層深刻な問題となることから本事業を実施するものである。本事業が完成すると市役所の駐車場不足を解消でき、周辺道路の交通の安全確保及び住民サービスの向上を図ることができると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、周辺には民家は少なく、造成工事は小規模であり、予定建築物もないことから周辺環境に与える影響は小さく、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

起業者は、峡北地域七町村の合併により発足し、県立高校の校舎であった施設を庁舎とした。しかし、市役所利用者の安全確保のため、庁舎までのアクセス道路を整備する必要が生じたことから庁舎の駐車場の一部を転用し道路を拡幅した。このため、現在、駐車場の不足が生じており、入札時又は多人数の会議が開催される際には、周辺道路に駐車する車が発生する等交通の安全確保及び住民サービスに支障が生じている。更に小淵沢町との合併による職員及び来庁者の増加により一層駐車場不足が問題となっている。

以上の状況から早期に本事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、来庁者数、職員数、公用車台数等から区画数及

び面積を積算しており、必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
北杜市財政課

山梨県告示第百八十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十号の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 起業者の名称

社会福祉法人 壽ノ家

二 事業の種類

介護老人福祉施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分 笛吹市大字石和町窪中島字新開町地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

介護老人福祉施設建設事業（以下「本事業」という。）は、法第三条第二十三号に掲げる「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業」であることから法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、昭和五十二年に特別養護老人ホームを開設し、その後、通所介護事業を行うデイサービスセンター及び認知症対応型共同生活介護事業を行うグループホーム等を順次開設し、現在まで各種社会福祉事業を行っている実績がある。また、

本事業の実施については、理事会が承認したところであり、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

本事業は、入所者に可能な限り在宅に近い居住環境を提供し、入所者のプライバシー及び人権を保護するため、現老人福祉施設の敷地を拡張し、施設整備を行う事業である。

現在、厚生労働省は、今後設置する老人福祉施設は可能な限り多床室の集团的ケア体制から個別ケア体制へ移行させ、入所者が入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続した日常生活を営むことができる施設とするような施策を推進しており、本事業はこの施策に則した事業である。

本事業が完成すると、入所者の状況に応じた介護事業を実施することができるようになる。更に起業者は、常に定員のうち三割以上を笛吹市から受け入れており、当該施設のサービスの向上は地域の福祉を推進する役割も担っており、本事業は極めて公益性の高い事業である。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、起業者は、工事の際には景観にも配慮し周囲に囲板を施し、工事に伴う騒音及び振動の発生を抑えるために低音重機を使用することとしている。また、工事に当たっては事前説明会を開催する等地域住民にも配慮し、要望事項には誠実に対応する計画であることから本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

現在、厚生労働省は、老人福祉施設を入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続した日常生活が営まれるような施設へ移行させることを推進しているが、特別養護老人ホームが、建築後二十八年を経過しており老朽化が進み、手狭であることから個別ケア体制へ移行させることができない状況であるため、早期に事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、厚生労働省が定めた「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」等に則して規模を積算しており、必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

笛吹市保健福祉部福祉総務課

山梨県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 甲府葎崎線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲斐市大字中下条字貢川端一三番の一地先から 甲斐市大字龍地字鳥塚三〇三八番の五地先まで	六・九 一七・四	一七・三 三六・五	四七四・六	四七四・六

山梨県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十八年四月二十日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲州市大字塩山小屋敷字畑屋敷一六四九番の四地先から 甲州市大字塩山小屋敷字畑屋敷一六四九番の四地先まで	三一・七 五一・三	三一・七 五一・三	二一・七	二一・七

山梨県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十八年四月二十日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年三月三十日

- 一 道路の種類 県道
- 山梨県知事 山 本 栄 彦

- 二 路線名 塩山勝沼線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲州市大字塩山小屋敷字駒園二二六八番の三地先から 甲州市大字塩山小屋敷字駒園二二七〇番の一地先まで	六・五 一一・四	一〇・五 一七・五	六二・二	六二・二

山梨県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十八年四月二十日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町大字栗倉字小原島五七八番地先から 南巨摩郡身延町大字栗倉字蟹沢七六六番の三地先まで	七・五 一一・〇	七・五 一〇・〇	六三・〇	六三・〇

山梨県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

- 平成十八年三月三十日
- 山梨県知事 山本 栄彦
- 道路の種類 県道
 - 路線名 長沢小淵沢線
 - 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北杜市長坂町大字大井ヶ森字神田五〇八番地先から 北杜市長坂町大字大井ヶ森字上フノリ平一 二八一番の一地先まで	八・〇〇	七・二丁 一三・〇〇	一四・〇〇	一八〇・〇
	一四・〇〇			

山梨県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十八年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 青木ヶ原船津線
- 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町大字小立字久保官有 無番地地先から 南都留郡富士河口湖町大字小立字久保官有 無番地地先まで	一六・〇〇	一四・五丁 一九・七	二四・〇〇	五七・〇
	二四・〇〇			

山梨県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十八年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 四一一号
- 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北都留郡丹波山村字小室三二九九番の一地 先から 北都留郡丹波山村字小室三二七一番の三地 先まで	一八・二丁 三四・〇〇	一四・〇〇 一七・二	一四・〇〇	一四九・二
	一四・〇〇			

山梨県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	北杜富士見線	北杜市小淵沢町字井詰原二七二 五番の一九地先から 北杜市小淵沢町字井詰原二七二 五番の一六地先まで	二九・〇	平成十八年 三月三十日

山梨県告示第百九十号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路

との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局市川建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 河川の名称 富士川水系 寺川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 甲府市古閑町字本郷三千二百六十五番地先から三千二百八十一番地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
 - 1 氏名 甲府市長 宮島雅展
 - 2 住所 甲府市丸の内一丁目十八番一号
- 五 管理の内容
 - 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
 - 六 管理の期間 平成十八年三月三十日から道路を廃止するとき又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 施行者の名称 富士吉田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 富士北麓都市計画下水道事業富士吉田市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十二年二月十九日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地

1 収用の部分

昭和五十二年山梨県告示第三百六十三号、昭和五十九年山梨県告示第二百二十三号、平成元年山梨県告示第九十号、平成五年山梨県告示第二百八十二号、平成七年山梨県告示第二百四十五号、平成十三年山梨県告示第二百五号及び平成十六年山梨県告示第五百三十八号の事業地に、富士吉田市大字下吉田字山口、字大溝及び字田尻、大字上吉田字桂橋及び字城山西、大字新屋字中ザス、ときわ台二丁目並びに新西原五丁目の各一部を加え、大字下吉田字重陽地、字板取原、字上手及び字西裏、大字上吉田字下手、字堰森、字熊穴、字滝道、字古吉田及び字上古吉田、大字新倉字出口及び字流し、大字松山字沢畑、竜ヶ丘一丁目、竜ヶ丘二丁目、竜ヶ丘三丁目、ときわ台一丁目、新西原一丁目、新西原二丁目、松山二丁目、松山四丁目並びに緑ヶ丘一丁目の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 変更なし

山梨県告示第九十二号

建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定（平成十五年山梨県告示第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

四を次のように改める。

四 業務区域

甲府市（梯町及び古閑町の区域を除く。）、山梨市（牧丘町及び旧東山梨郡三富村の区域を除く。）、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、甲州市（旧東山梨郡大和村の区域を除く。）、中央市、西八代郡市川三郷町（旧西八代郡六郷町の区域を除く。）、南巨摩郡増穂町及び鯉沢町並びに中巨摩郡昭和町の全域

山梨県告示第九十三号

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示の一部を改正する告示

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示（平成十六年山梨県告示第九十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表の二の項中「竜王町」を「甲斐市（平成十六年八月三十一日における竜王町の区域に限る。）」に改め、同表三の項から五の項までの規定中「竜王町竜王」を「甲斐市竜王」に改め、同表六の項中「竜王町西八幡」を「甲斐市西八幡」に改め、同表十一の項中「春日居町小松」を「笛吹市春日居町小松」に改め、同表十二の項中「一宮町田中」を「笛吹市一宮町田中」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第九十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六百六十七条の五第一項の規定に基づき、平成十八年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達契約の特例を定める政令（平成十七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定め、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 競争入札に参加することができる者
競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。
 - 1 令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者
 - 2 令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないことができる者
 - 3 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - 4 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き一年以上営業を営んでいない者
- 二 資格審査の申請の方法
- 1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、物品等競争入札参

加資格審査申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (一) 営業経歴書（第二号様式）
 - (二) 法人の登記事項証明書（法人の場合）
 - (三) 身分証明書（個人の場合）
 - (四) 印鑑証明書
 - (五) 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
 - (六) 納税証明書（申請書提出日直前の県税及び消費税に係るもの）
 - (七) 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
 - (八) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面
 - (九) 誓約書（第三号様式）
- 2 申請書及び添付書類は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇 八五〇一）山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号（電話〇五五 二二三 一三九五）にあらかじめ連絡の上持参すること。
 - 3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。
 - 三 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を認定した日から平成十九年三月三十一日までとする。
 - 四 変更等の届出
申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
 - 1 商号又は名称
 - 2 代表者又は代理人
 - 3 所在地又は住所
 - 4 印鑑
 - 5 その他営業に関し重要な事項
 - 五 資格の取消し
知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。
 - 1 一の1から4までのいずれかに該当することとなったとき。
 - 2 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。
 - 六 資格の有効期間の更新手続
県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書を提出すること。

第1号様式

物品等競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

山梨県知事 山本 栄彦 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成18年度において山梨県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札の参加資格に関する審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び当該事項に変更が生じた場合には速やかに届け出ることを誓約します。

添付書類

- 1 営業経歴書（第2号様式）
- 2 法人の登記事項証明書（法人の場合）
- 3 身分証明書（個人の場合）
- 4 印鑑証明書
- 5 財務諸表（法人にあっては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
- 6 納税証明書（申請書提出日の直前の県税及び消費税に係るもの）
- 7 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
- 8 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面
- 9 誓約書（第3号様式）
- 10 口座振替依頼書
- 11 返信用封筒（80円切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者まで記載）

第2号様式

営 業 経 歴 書

		※ 業種区分			
① フリガナ 商号又は名称		② フリガナ 代表者 氏名		③ 代表者印	
④ 本社(本店)		〒□□□□-□□□□ チェックボックス		電話 () FAX () メールアドレス ホームページ URL	
⑤ 契約委任先		住所 〒□□□□-□□□□ 名称		氏名 電話 () FAX ()	
⑥ 取引希望種目	物品取引希望種目		役務取引希望種目		役務許認可の有無
	第1希望		第1希望		
	第2希望		第2希望		
	第3希望		第3希望		
			第4希望		
			第5希望		
		第6希望			
⑦ 営業又は種目取扱品名				⑧ 営業担当者 部署名 フリガナ 職氏名 電話 () f a x () メールアドレス	
				⑨ 契約使用印鑑(印影)	
⑪ 経営の規模	⑪ 自己資本	法人	資本合計		うち資本金
	個人	個人	イ 元入金	ロ 前年利益	ハ 事業主借
⑫ 機械設備の額	⑫ 機械設備の額		車両運搬具類		工具器具備品類
	円		円		円
⑬ 営業年数	創業		現組織へ変更		通算営業年数
	年 月 日		年 月 日		年 月 日
⑭ 決算状況	製造販売等実績高 (直近の決算期)		自 年 月 日 至 年 月 日		流動比率 流動資産 = 流動負債
	総売上	製造	円		
		物品	円		
		役務	円		
		合計	円		
		上記のうち県との取引額		円	
⑯ 主要契約先	国及び地方公共団体(過去2年分)		⑰ 機械設備	機種	
	その他一般(過去2年分)			性能	
				台数	
取引金融機関					

誓 約 書

申請者は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- 2 次のいずれかに該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当の理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) (1) から(5) までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

平成 年 月 日

山梨県知事 山本 栄彦 殿

申請者

印

山梨県告示第九十五号

県営土地改良事業（山梨第二地区畑地帯総合整備事業）の工事は、平成十七年六月二十日をもって完了した。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十八年三月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 甲府子ども劇場

2 代表者の氏名 小笠原みどり

3 主たる事務所の所在地 甲府市高畑二丁目二十番二十六号

4 定款に記載された目的

この法人は、甲府をはじめとし県内の子どもを中心とした全ての人が、文化・芸術に触れ舞台芸術鑑賞を主軸とした事業と共に、多様な体験を共有する事業により相互理解を深め、共に学び合い子ども豊かな成長と、よりよい文化環境づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年三月十七日から平成十八年五月十六日まで

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 落札に係る工事の名称

国道一三九号松姫トンネル大月工区建設工事

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県土木部土木総務課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成十八年二月十四日

四 落札者の氏名及び住所

間組・銭高組・アイサワ工業国道一三九号松姫トンネル大月工区建設工事共同企業体 代表者 株式会社間組 東京都港区虎ノ門二丁目二番五号

五 落札金額

二十億九千七百九十万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十七年十二月二十六日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町押越字曲淵西八〇八の一、八〇九の一、八〇九の五、八二二の一、八一五の二、八一八の二、八二三の二、八二三の三、八二四、八二五の一、八二五の二、八二五の三、八二五の四、八二六の一、八二六の四及び八二六の五並びに字上河原一〇三二の三、一〇三二の六、一〇三二の一三、一〇三二の一四、一〇六八の一、一〇六八の六及び一〇七一の三の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡西桂町小沼二百二十一番地一 株式会社ツルタ 代表取締役社長 鶴田長秀

秀

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

甲斐市西八幡字月林三八五の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市貢川一丁目一番六号 株式会社羽中田自動車工業 代表取締役 羽中田讓

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

甲斐市西八幡字戸田道下三七九の一、三七九二、三七九三、三七九四の二、三七九三の三、三七九四、三七九四の二及び三七九五の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市西八幡千百十六番地 新海義夫

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

北杜市須玉町若神子字大小久保四五八〇の一、四五八〇の五、四五九七、四五九八、四五九九の二、四六〇一、四六〇一の二、四六〇二、四六〇八の一、四六二二の二、四六三一、四六三四の二、四六三五、四六三九の一、四六四七の一〇及び四六四七の一四の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都八王子市八日町一番十六号 株式会社エス・ティ・ケー 代表取締役 鳥尾幸代

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町西条字中曾根三七八八の一、三七八八の二、三八〇六の一、三八〇六の二の一部、三八〇六の五及び三八〇六の六の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり
水路	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野県松本市深志三丁目七番十七号 株式会社エス・エー・トギヤラリー 代表取締役 笠原一三・長野県駒ヶ根市東町九番二十二号 窪田建設株式会社 代表取締役 窪田雅則

公安委員会

山梨県公安委員会規則第九号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「一五六人」を「一五七人」に、「四四六人」を「四四九人」に、「四六一人」を「四六四人」に、「四七五人」を「四七八人」に、「一、六一五人」を「一、六二五人」に、「二九七人」を「二九六人」に、「一、九二二人」を「一、九二一人」に、「二九七人」を「二九六人」に、「一、九二二人」を「一、九二一人」に改める。

運転免許限定解除審査	技能審査の得点	同右	同右
運転免許再試験	学科試験の得点及び技能試験の得点	同右	同右
外国免許による運転免許試験の一部免除審査	学科の得点及び技能の得点	同右	山梨県警察本部交通部運転免許課（道路交通法（昭和三十五年法律第一〇五号）第九十七項に基づく運転免許試験の一部免除確認）
運転免許停止処分者講習調査	考查の得点	同右	山梨県警察本部交通部運転免許課

附則
この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

その他

山梨県立宝石美術専門学校管理者規程第一号

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月三十日

山梨県立宝石美術専門学校管理者

山梨県商工労働部長 勝 良 三

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程

山梨県立宝石美術専門学校学則（昭和五十六年山梨県立宝石美術専門学校管理者規程

第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「教授会」を「職員会議」に改める。

正誤

第二十条第三項中「講師」の下に「及び助手」を加え、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。
 「第八章 教授会」を「第八章 職員会議」に改める。
 第二十一条第一項中「教授会」を「職員会議」に改める。
 第二十二条第一項及び第二項中「教授会」を「職員会議」に改め、同条第三項を削る。
 第二十四条中「教授会」を「職員会議」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とする。

附則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十七年三月三十一日山梨県教育委員会規則第十五号（山梨県立飯田野球場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則）

四一	下九	全額	二分の一の額
----	----	----	--------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番